

潜水業届出者(R8.4.1~)

1 潜水業届出者の事故防止等の措置（条例第22条第1項概要）

- (1) 事業所ごとにガイドダイバーを置くこと。
- (2) 潜水者に潜水をさせるときは、ガイドダイバーを潜水させ、案内、監視及び潜水者に対する安全な潜水のための指導その他必要な措置を行わせること。 ※新設
- (3) 潜水具を事前に点検し、異常がないことを確認した後でなければ、これを潜水者に使用させないこと。
- (4) 潜水者が飲酒、薬物の影響その他の理由により正常な潜水ができない状態にあると認められるときは、その者に潜水させないこと。
- (5) 潜水者の健康状態、潜水経験、潜水技能その他の事情により安全な潜水ができないおそれがあると認められるときは、その者に潜水をさせないこと。 ※新設

判断基準は少なくとも次の事項とする。

潜水者の顔色、呼吸の状態、体温、血圧、年齢、既往歴、病歴、潜水経験の有無、最後に潜水をした日、潜水に係る認定証の有無・種類

（施行規則第29条）

- (6) 特定の海域又は内水域における地形又は風速、風向その他の気象若しくは波高、潮流その他の海象が潜水者の生命または身体に危険を及ぼすおそれがあると認められるときは、その者に潜水をさせないこと。
- (7) 公安委員会規則で定めるところにより、潜水者の名簿及びガイドダイバーの名簿を備え、これに氏名、住所その他必要な事項を記載すること。

※ 潜水者名簿の保存期間は1年です。

氏名、生年月日、住所、緊急時の連絡先、認定証取得年月日、講習受講歴、潜水経験、最後に潜水をした日、既往症、当日の健康状態、潜水日時、潜水場所、案内・指導等を行うガイドダイバーの氏名

（施行規則第30条1項）

- (8) 潜水者に係る水難事故が発生したことを知ったときは直ちに最寄りの警察署、交番等警察官に通報すること。

(1)～(7)は勧告対象、(8)は罰則あり

※全て行政処分（業務停止等）の対象となります。



2 潜水業届出者の事故防止等の措置

(条例第22条第2項概要) ※ 努力義務

- (1) 水難事故を防止するため必要な潜水上の遵守事項を定め、これを潜水者に遵守させること。

- ① 潜水具の正しい使い方について習得すること。
- ② 過労、睡眠不足、食事直後、飲酒又は薬物服用の状態で潜水しないこと。
- ③ 潜水中は、必ずバディシステムを遵守すること。
- ④ 養殖又は畜養中の魚貝類の育成を害しないこと。
- ⑤ ガイドダイバーの指示又は指導に従うこと。

(施行規則第31条)

- (2) 潜水者又はガイドダイバーが事業所又は案内に用いる船舶へ緊急連絡するための通信手段を確保すること。
- (3) 潜水者の案内に船舶を用いる場合は、その船上において潜水者の監視その他の安全を確保するための措置及び水難事故発生時における救助活動を行う者（安全確保要員）を置くこと。

※ 新設（令和9年4月1日から）

- (4) 潜水者に潜水をさせるときは、安全確保要員に潜水者の監視その他の安全を確保するための措置及び水難事故発生時における救助活動を行わせること。

※ 新設（令和9年4月1日から）

- (5) 水難事故が発生した場合において直ちに使用できるような方法で、救命浮輪及びロープ又は救命ボート及びロープを備えること。
- (6) ガイドダイバーに対し、毎年1回以上、ガイドダイバーに必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。



3 潜水業届出者の事故防止等の措置 ※ 新設

(条例第22条第3項概要)

潜水業届出者は、利用者が外国人であるときは当該外国人の理解に資する措置をとるよう努めなければならない。

※ 1の(3)～(6)及び2の(1)に関する内容について、外国人が理解できるようにする。

4 公安委員会（警察署地域課）への届出（条例第16条概要）

事業を廃止した場合や、届出事項（事業所の所在地、ガイドダイバー等）に変更があった場合、その日から起算して**10日以内**に届けなければなりません。

※ 罰則あり（条例第44条第2項第3号、10万円以下の罰金）